

第4節 農業公害に関する調査・その他

一般の公害に対して県では公害対策室(昭和43年度～45年度)、公害課(昭和46年度～56年度)、公害対策課(昭和57年度以降)が窓口となって対応してきた。かんがい水・大気・土壌等の汚染に原因する農作物被害(農業公害)については、公害担当の課の要請によって農業試験場、果樹試験場、林業総合技術センター(もと林業試験場)など農林関係試験研究機関が被害の原因究明、対策の検討などに当ることになっている。

農業公害に関する依頼調査が増えてきたのは昭和44年度からで、47年度には年間18件にも達した。その後依頼件数は漸減し、ここ数年は年間3～4件程度となっている。これら依頼により現地で調査を行い、必要に応じて被害再現試験、対策試験などを実施してきたが、依頼件数の多かったもの、あるいは調査に多くの労力を要したものに次のようなものがある。

- ・ 機械油、食用油等、油の流入による水稻等の被害
- ・ メッキ工場からの有害金属等を含む排出液流入による水稻の被害
- ・ 土木工事等に伴う塩水化地下水の流入による水稻の被害
- ・ 畜産団地周辺の水質汚濁
- ・ クロム化合物製造工場からの粉塵飛散による農産物の被害
- ・ 製紙工場周辺の水稲不作原因調査
- ・ 下板地方におけるレンコン不作原因調査
- ・ 工場煙突等からの降下ばい塵による農作物の被害
- ・ 都市ごみ焼却場周辺の水稲等被害調査

以上述べた農業公害対策と別に、昭和44年度には県下主要河川、用水路において農業用水としての水質を調査した。分析項目は窒素、鉄、COD、ABSなど18項目であった。昭和56年度、57年度にも一部の農業用水について水質を調査した。

昭和50年から規則改正により、小規模な試験研究機関においても排液処理が義務づけられたので、昭和51年3月フェライト化方式による排液処理装置(日本電気/ヤマト科学製 NELIX-F, EF-55型)を設置した。